# Japanese rTemplate/CCC%20logo%201.pngetail giant Uniqlo shows contempt towards garment workers just prior to AGM

**小売世界最大手の日本企業ユニクロ、株主総会を前に衣料労働者を侮辱**

2018年11月28日

2018年11月14日、ユニクロは、同社の略奪的購買行動の結果2015年に経営破たんしたジャバ・ガーミンド社工場の元労組代表に対して何ら実質的なオファーをすることなく、ジャカルタでの調停プロセスから離脱した。大部分が女性である4000人の労働者たちは、予期せぬ工場閉鎖の後多額の負債を抱え、雇用の展望もないという状況に陥っていた。

労働者たちには未だに法定の失業手当が払われていないため、クリーン・クローズ・キャンペーンは今夏以来、これに充てる資金をユニクロが拠出するよう求めて国際キャンペーンを展開している。ヨーロッパでは、ユニクロが新規出店するたびにキャンペーン活動家が出向いて、インドネシアの労働者のことを大衆に知らせてきた。こうしたヨーロッパでの行動に続いて10月には、ユニクロの本部がある東京へ労働者代表を送り、日本社会に訴える活動も行った。ユニクロは労働者との話し合いを何年も拒否してきたが、こうした活動の結果ついに、2週間前ジャカルタでの話し合いに応じたのである。

2015年4月、ジャバ・ガーミンド工場閉鎖の直前、工場での労働者の権利侵害に関する報告を受けて、労働者の権利擁護活動家たちがユニクロに問題提起をした。問題となった権利侵害は、妊娠した労働者の不法解雇、残業代の不払い、労働衛生・安全上の問題、労働組合への嫌がらせなどである。同じころユニクロは、"品質問題"の結果工場への生産委託を引き上げることを決めた、と言明した。2015年1月から賃金支払いの遅延や金額の不足が起こっていた。3ヵ月後の2015年4月、工場は突然閉鎖され、破産宣告がなされた。4000人の労働者たちは失業し、数百万ドル相当の賃金や失業手当が未払いのまま残った。

工場が破産したその年、ユニクロの営業利益は10.3%増加した。ユニクロの営業利益は毎年順調に増え、今年8月には38.1%増と報じられた。柳井正CEOは日本一の富豪であり、世界でも最富裕層の一人である。その資産は2016年4月からの2年間でほぼ2倍となり、254億ドルにのぼる。

元ジャバ・ガーミンドの労働組合と調停会議を持つにあたり、ユニクロは解決に向けての真意を正直に伝えなかった。会議に先立ちユニクロの代理人は、以前提示した再雇用を支援するという実体のないオファーに加えて「[ユニクロが]労働者を支援できる他の方法について会議で合意する」ことに前向きであるとしていた。これに受けて労働者たちは、自分たちのニーズに応えるには人道的な基金を設けるという方法があると言い、その基金に相当な額を提供することを検討するようユニクロに要請した。しかし会議の席上ユニクロは、こうした基金への拠出を検討することを拒否したばかりか、以前からの中身のない再雇用支援オファー以外のいかなる追加提案も行わなかった。明らかに誠意に欠ける対応だ。

調停会議が開かれたビルの外では、200人を超える労働者が何らかの解決に至ることを期待して、酷暑の中数時間待ち続けた。労働者代表は、工場閉鎖によって数千人の労働者とその家族が背負わされた金銭的、心理的な大きな負担に鑑みて、なぜ人道基金への相当額の拠出がユニクロのなしうる唯一の有意義で満足のいく解決策であるのかを繰り返し強調したが、ユニクロは工場閉鎖による労働債権を負担する法的義務はないとの以前からの主張を返すのみで、再度会議を持つことも拒否した。

ユニクロが利益しか考えない強欲企業であることは業界関係者たちが認めるところだが、同社が、ジャバ・ガーミンドの元労働者に対する未払い失業手当等550万ドルを、直接支払うなり人道的な拠出として提供するなりして肩代わりするのを拒否し続けていることは、国際的な基準にもユニクロ自身の行動指針にも反している。

ユニクロの経営陣は、この件における事実関係や失業手当等の未払いという形での人権侵害が起こっている点には異議を唱えていない。単に同社にはそうする法的義務がないと主張して、ジャバ・ガーミンドの元労働者に対する解決策の提供を拒み続けているのだ。しかし、ユニクロのようなグローバル企業がビジネス活動の結果に対する法的義務を逃れるために生産を外部委託するという問題の蔓延に対する施策として、国連ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）が制定された。

この指導原則により、企業には、サプライチェーンにおいて人権尊重を確実に行う責任が「人権保障に関わる国内法および規制に従うことを超えてさらに存在する」ことが確立されている。ユニクロのコードオブコンダクト（行動指針）は、同社の『要求水準は、国内又は国際的な労働法規制及び社会保障規制の下で認められる労働者の権利を保護するため、地域の法令によって定められた要求水準を超える場合がある。』として、この責任を強調している。

労働組合PUK SPAI FSPMI PTジャバ・ガーミンド支部のテディ・セナディ・プトラは言う。「ユニクロは、私たちが未払いの労働債権を回収できる方向へのオファーを提示せず、その代わり再雇用提案を繰り返しています。どこにある工場での雇用なのか、何人再雇用されるのか、といった具体的なことは全く示されていません。また、私たちに対する550万USドルの未払いがあることを認めない限り、再雇用の話はできません。ユニクロは今年38％もの増益でしたが、ユニクロの利益は私たちが一点一点衣料を編み、縫製して生み出したものです。その私たちが法に基づく権利分を求めている今、ユニクロは私たちの眼前で扉を閉ざしているのです。」

オブザーバーとして交渉に立ち会ったクリーン・クローズ・キャンペーン国際コーディネーターのミリヤム・ファン・フートンはこう語る。「私が会った人たちは男女とも中年の人がほとんどでした。10年、20年、人によっては30年以上もの長期間勤務した従業員です。失業手当も払わず工場を閉鎖するのは賃金を盗んだということになり、重大な人権侵害です。労働者に過酷な結果をもたらし、その影響は長期にわたります。ユニクロのようなブランド各社には、賃金泥棒が起きた全てのケースにおいて是正策を提供する明確な責任があります。自社の製品をつくっている工場で児童労働や女性へのセクハラがないようにする明確な責任があるのと全く同様に、です。」

ジャバ・ガーミンドの元労働者たちがユニクロに出している要求は、前例のないものでもなければ、特殊なものでもない。実のところ競合他社の多くは、これまで破産等の理由によりサプライヤーの工場が閉鎖されたケースで、失業手当に充てるための拠出に応じている。ナイキ、アディダス、ディズニー、フルート・オブ・ザ・ルーム、ヘインズブランド、H&M、ウォルマート、ジャック・ウルフスキンの各社はみな、過去サプライヤーの破産、工場閉鎖が起きた際、労働者が法定の補償金を確実に受け取れるよう、積極的に対応した。

1992年からジャバ・ガーミンドで働いていたワーニはこう語っている。「工場の経営に対してユニクロが大きな影響力を持っていたのは明白でした。ユニクロからの発注があるとジャバ・ガーミンドは新しい機械を買って投資をしていました。毎日高い生産目標を課せられ、何時間も残業しなくてはなりませんでした。一日で袖を900縫製したことも何度かありました。トイレ休憩も取れませんでした。夫の病気がとても重く病院に行かなくてはならなかったときも、看病するために休みをとることは認められませんでした。そして夫は亡くなったんです。」

この間ユニクロは、ヨーロッパ市場の席捲を目指して動いている。今秋、ストックホルムとアムステルダムで店舗を開き、来年はコペンハーゲン、ミラノなどヨーロッパでさらに新規出店することを表明している。ユニクロを運営するファースト・リテイリング社は、今週末開催する株主総会で、史上最高の利益を報告するものと見られている。

ミリヤム・ファン・フートンは言う。「ユニクロは、ファッション産業において重要で影響力のある企業だと認められるようになろうと必死です。ZaraやH&Mに匹敵する日本ブランド・ユニクロ、と見なされたいがために、サステナビリティを約束する言葉を並べています。ですが、サステナビリティには責任を果たすことへの期待がともないます。アムステルダムの運河でプラスチックごみの回収をすればそれでいい、といったものではありません。サプライチェーンが人々の暮らしを決して損なわないようにする、自社の衣料を生産する人々が必ず尊厳を持って生きられるようにする、サステナビリティとはそういうことです。」

メディア関係者からの問合せ先：ミリヤム・ファン・フートン、パブリック・アウトリーチ担当、クリーン・クローズ・キャンペーン国際オフィス (info@cleanclothes.org)

ジョンソン・ヤング、緊急アピールコーディネーター、クリーン・クローズ・キャンペーン東アジア (johnson-eac@cleanclothes.org)